



奈良労働局発表
令和元年12月26日

【照会先】

奈良労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

村上 陽子

雇用環境・均等室長補佐

福井 雅代

(直通電話) 0742-32-0210

報道関係者各位

(社福) 明德会をくるみん認定しました！ 県内 21 社目の子育てサポート企業に認定

奈良労働局(局長 川村 徹宏)は、社会福祉法人明德会(理事長 山本 忠行氏)を、次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として認定しました。

同法人の認定取得を記念し、認定企業を訪問し、下記のとおり認定通知書の交付式を行います。

認定通知書交付式

日時：令和2年1月24日(金)10時30分～

場所：(社福) 明德会

御所市船路415番地 電話 0745-66-2500



〇くるみん認定のメリット

- ・ 認定マークを商品、広告、求人広告、名刺などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができます。
- ・ PRの結果、企業イメージの向上や、優秀な従業員の採用・確保を図ることができます。
- ・ 公共調達の加点評価を受けることができます。

※ 認定企業(社会福祉法人明德会)の概要、取組内容は裏面をご参照ください。

資料1：くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準

資料2：奈良県内のくるみん認定状況(令和元年12月26日現在)

資料3：一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況(令和元年9月末現在)

「社会福祉法人明徳会」の概要、取組内容

代表者職氏名 : 理事長 山本 忠行

所在地 : 御所市

事業内容 : 老人福祉・介護事業

常時雇用する労働者数 : 129 人（認定申請時点）

くるみん認定 : 1 回目 2019 年

行動計画期間 : 平成 28 年 12 月 21 日から平成 30 年 12 月 20 日

取組内容

- ① 小学校 6 年生の年度末までの子のための看護休暇制度、小学校就学前の子の育児のための所定外労働の制限制度を実施。
- ② 年次有給休暇取得促進計画を策定し、休暇取得を促進。
- ③ 計画期間内に男性労働者が子の看護休暇を取得。
- ④ 計画期間内の女性労働者の育児休業取得率は 100%達成。
- ⑤ 平成 31 年度の平均時間外労働及び休日労働時間数 4 時間

くるみん認定基準

プラチナくるみん認定基準



- ❶ 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
- ❷ 行動計画の計画期間が、**2年以上5年以下**であること。
- ❸ 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- ❹ 行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。



- ❺ 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。
 - ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める**育児休業等**を取得した者の割合が**7%以上**
 - ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める**育児休業等**を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が**15%以上**、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること

- ❺ 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。
 - ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める**育児休業等**を取得した者の割合が**13%以上**
 - ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める**育児休業等**を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が**30%以上**、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<労働者数300人以下の企業の特例>

計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、次の①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。(①・②・④はくるみん、プラチナくるみん共通)

- ① 計画期間内に、**子の看護休暇**を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。
- ② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する**所定労働時間の短縮措置**を利用した男性労働者がいること。

【くるみんの場合】

- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が**7%以上**であること。

【プラチナくるみんの場合】

- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が**13%以上**であること。

- ④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、**中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした企業独自の休暇制度**を利用した男性労働者がいること。

- ❻ 計画期間において、**女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上**であること。

<従業員300人以下の企業の特例>

上記6.を満たさない場合でも、**計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)**を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。

- ❼ 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「**育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度**」を講じている。
- ❽ 労働時間数について、次の①及び②を満たすこと
 - ① フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月**45時間未満**であること。
 - ② 月平均の法定時間外労働**60時間以上**の労働者がいないこと。

- ❾ 次の①～③いずれかについて、**成果に関する具体的な目標を定め実施していること。**

- ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- ※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません

- ❾ 次の①～③すべての措置を実施しており、かつ、①又は②について**定量的な目標を定めて実施し、達成したこと。**

- ❿ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

- ❿ 計画期間において、次の①又は②を満たすこと。
 - ① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職(育休中を含む)している者の割合が**90%以上**
 - ② 子を出産した女性労働者及び子を産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職(育休中を含む)している者の割合が**55%以上**

<従業員300人以下の企業の特例>

上記9の①又は②に該当しない場合でも、**計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)**を合わせて計算したときに①又は②を満たせば、基準を満たす。

- ⓫ 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。
- ⓬ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと(くるみん認定基準10と同一)。

プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について、毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度(事業年度＝各企業における会計年度)の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

- ・ 1回目の公表は、プラチナくるみん取得後おおむね3か月以内
- ・ 2回目の公表は、公表事業年度終了後おおむね3か月以内 に行ってください。

奈良労働局管内「くるみん」、**「プラチナくるみん」** 認定状況

令和元年 12 月 26 日現在

1	市民生活協同組合 ならコープ	☆	奈良市	2008年
2	医療法人 平和会	☆	奈良市	2009年
3	社会福祉法人 万葉福祉会	☆☆☆	奈良市	2010年、2016年、2018年
4	社会福祉法人 協同福祉会	☆	大和郡山市	2010年
5	医療法人 岡谷会	☆	奈良市	2010年
6	奈良交通 株式会社	☆☆	奈良市	2011年、2015年
7	株式会社 呉竹	☆	奈良市	2012年
8	社会福祉法人 室生会	☆	宇陀市	2012年
9	株式会社 南都銀行	☆☆★	奈良市	2012年、2015年、2017年
10	メタコート工業 株式会社	☆	北葛城郡王寺町	2013年
11	社会福祉法人 太樹会 和里(にこり)	☆	大和高田市	2013年
12	社会福祉法人 ならやま会	☆☆	奈良市	2013年、2017年
13	社会福祉法人 功有会	☆	北葛城郡広陵町	2013年
14	株式会社 天理時報社	☆	天理市	2013年
15	社会福祉法人 仁南会	☆	御所市	2013年
16	株式会社 関西メディコ	☆	生駒郡平群町	2013年
17	社会福祉法人 秋篠茜会	☆	奈良市	2014年
18	社会福祉法人 正和会	☆☆★	五條市	2015年、2018年
19	社会福祉法人 どんぐり	☆☆★	生駒市	2016年、2019年
20	株式会社オーテック	☆	奈良市	2018年
21	社会福祉法人 明德会	☆	御所市	2019年

☆は「くるみん」に認定された回数、★は「プラチナくるみん」に認定された場合を意味します。

くるみん認定・プラチナくるみん認定について

従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定基準を満たすと、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

- ・認定・特例認定を受けた企業は、子育てサポート企業として認定マークが付与され、商品、広告などに付けることができます。
- ・PRの結果、企業イメージの向上や、優秀な従業員の採用・確保を図ることができます。
- ・公共調達の加点評価を受けることができます。



都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(令和元年9月末現在)

		常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	101人以上企業の届出率		②内、常時雇用労働者300人以下の企業数		(ア)内、常時雇用労働者101人以上の企業数		(イ)内、常時雇用労働者100人以下の企業数		認定企業数	うち特例認定企業数
					101人以上企業の届出率	届出率	届出率	届出率	届出率	届出率				
		(A)	(B)		$((C+D)/(A+B) \times 100)\%$	(C)	$((C)/(A) \times 100)\%$		(D)	$((D)/(B) \times 100)\%$				
1	北海道	527	1175	3,011	97.3%	515	97.7%	2,496	1141	97.1%	1355	40	2	
2	青森県	123	333	754	100.0%	123	100.0%	631	333	100.0%	298	25	2	
3	岩手県	111	349	888	100.0%	111	100.0%	777	349	100.0%	428	33	2	
4	宮城県	229	557	1,296	100.0%	229	100.0%	1,067	557	100.0%	510	33	3	
5	秋田県	85	248	724	100.0%	85	100.0%	639	248	100.0%	391	25	0	
6	山形県	109	355	762	99.6%	109	100.0%	653	353	99.4%	300	46	3	
7	福島県	155	444	1,082	99.3%	154	99.4%	928	441	99.3%	487	34	2	
8	茨城県	231	561	1,122	99.9%	231	100.0%	891	560	99.8%	331	36	4	
9	栃木県	164	465	1,325	100.0%	164	100.0%	1,161	465	100.0%	696	31	2	
10	群馬県	213	458	1,239	98.8%	210	98.6%	1,029	453	98.9%	576	53	4	
11	埼玉県	500	1060	2,272	92.9%	471	94.2%	1,801	978	92.3%	823	77	9	
12	千葉県	420	922	1,989	99.3%	419	99.8%	1,570	913	99.0%	657	56	11	
13	東京都	4727	5315	14,275	96.5%	4602	97.4%	9,673	5089	95.7%	4584	1096	140	
14	神奈川県	898	1433	3,542	98.5%	885	98.6%	2,657	1411	98.5%	1246	105	10	
15	新潟県	275	675	1,828	99.9%	274	99.6%	1,554	675	100.0%	879	48	5	
16	富山県	136	439	2,330	99.5%	136	100.0%	2,194	436	99.3%	1758	46	4	
17	石川県	150	410	1,987	99.8%	150	100.0%	1,837	409	99.8%	1428	37	4	
18	福井県	78	265	945	100.0%	78	100.0%	867	265	100.0%	602	29	4	
19	山梨県	67	203	650	99.3%	67	100.0%	583	201	99.0%	382	17	1	
20	長野県	230	549	1,493	99.5%	230	100.0%	1,263	545	99.3%	718	71	12	
21	岐阜県	197	572	1,362	99.5%	196	99.5%	1,166	569	99.5%	597	54	1	
22	静岡県	406	1019	2,455	99.5%	404	99.5%	2,051	1014	99.5%	1037	84	17	
23	愛知県	1132	1791	5,085	99.4%	1119	98.9%	3,966	1786	99.7%	2180	127	7	
24	三重県	155	405	887	98.9%	153	98.7%	734	401	99.0%	333	33	5	
25	滋賀県	114	310	1,252	98.6%	113	99.1%	1,139	305	98.4%	834	55	3	
26	京都府	307	663	1,738	99.5%	307	100.0%	1,431	658	99.2%	773	61	8	
27	大阪府	1504	2150	6,210	98.2%	1476	98.1%	4,734	2113	98.3%	2621	166	9	
28	兵庫県	558	1240	3,127	98.7%	554	99.3%	2,573	1221	98.5%	1352	91	6	
29	奈良県	81	236	539	99.1%	80	98.8%	459	234	99.2%	225	20	4	
30	和歌山県	61	267	559	100.0%	61	100.0%	498	267	100.0%	231	15	2	
31	鳥取県	46	196	523	100.0%	46	100.0%	477	196	100.0%	281	22	0	
32	島根県	54	189	689	98.8%	54	100.0%	635	186	98.4%	449	17	2	
33	岡山県	215	544	1,690	99.1%	214	99.5%	1,476	538	98.9%	938	48	6	
34	広島県	409	869	2,833	99.6%	409	100.0%	2,424	864	99.4%	1560	56	0	
35	山口県	125	387	1,257	100.0%	125	100.0%	1,132	387	100.0%	745	20	1	
36	徳島県	57	183	517	100.0%	57	100.0%	460	183	100.0%	277	57	7	
37	香川県	108	344	858	99.1%	107	99.1%	751	341	99.1%	410	37	6	
38	愛媛県	151	402	1,298	99.5%	151	100.0%	1,147	399	99.3%	748	45	1	
39	高知県	53	205	606	98.8%	51	96.2%	555	204	99.5%	351	22	2	
40	福岡県	602	1218	3,553	99.6%	598	99.3%	2,955	1214	99.7%	1741	54	5	
41	佐賀県	70	267	582	99.1%	70	100.0%	512	264	98.9%	248	20	2	
42	長崎県	122	359	737	99.0%	122	100.0%	615	354	98.6%	261	30	1	
43	熊本県	151	421	1,137	99.7%	151	100.0%	986	419	99.5%	567	21	3	
44	大分県	110	353	1,002	100.0%	110	100.0%	892	353	100.0%	539	30	2	
45	宮崎県	95	309	810	99.8%	95	100.0%	715	308	99.7%	407	29	1	
46	鹿児島県	169	459	1,570	100.0%	169	100.0%	1,401	459	100.0%	942	36	3	
47	沖縄県	125	265	929	99.7%	124	99.2%	805	265	100.0%	540	24	2	
合計		16,605	31,839	87,319	98.4%	16,359	98.5%	70,960	31,324	98.4%	39,636	3,212	330	